

## 新潟県条例第48号

### 新潟県犯罪被害者等支援条例

#### 目次

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 基本的施策（第13条―第24条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への県民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

**第3条** 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援

に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

**第7条** 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

**第8条** 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

**第9条** 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 県は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

(支援体制の整備)

**第10条** 県は、犯罪被害者等が、関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、連携の強化、情報の共有等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、関係機関等と協力し、当該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要な支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

**第11条** 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

**第12条** 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

**第13条** 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

**第14条** 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

**第15条** 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

**第16条** 県は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

**第17条** 県は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

**第18条** 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

**第19条** 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

**第20条** 県は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第21条** 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

**第22条** 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害者支援を考える月間)

**第23条** 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等への関心及び理解を深めるため、被害者支援を考える月間を設ける。

2 被害者支援を考える月間は、11月1日から同月30日までとする。

(表彰)

**第24条** 知事は、犯罪被害者等支援について特に顕著な功績があったと認められるもので他の模範になると認められるものを表彰することができる。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。